

## 地球温暖化対策技術開発・実証研究事業実施要領

### 1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付け環産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第8項の規定に基づき、同条第1項第6号に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

### 2 事業の実施方法等

#### (1) 対象事業の要件

早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制技術のうち現状の取組が不足している技術の開発を対象とする。

#### (2) 補助対象外経費

以下の経費は対象としない。

- ア 技術開発者の人件費、退職金、ボーナスその他各種手当など雇用関係が生ずるような月極の給与
- イ 事業に必要な用地の確保に要する経費
- ウ 建屋の建設(簡易なものを除く)にかかる経費
- エ 技術開発機関の事業内容に照らして当然備えているべき機器、汎用性の高い備品等(パソコン、机、椅子、事務機器等)の購入費
- オ 事業に直接関係のない学会、講演会、会議等の出席のための旅費・参加費
- カ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- キ 事業により排出された廃棄物の処理に要する経費
- ク 事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- ケ その他、事業の実施に関連性のない経費

#### (3) 報告書の提出

- ア 補助事業者は、翌年度も継続して補助事業を実施しようとする場合には、継続しようとする年度の前年度の3月末において見込まれる達成状況を、別途示す様式\*により報告し、継続の審査を受けることとする。
- イ 補助事業者は、実施課題の補助事業をすべて終了した場合においては、補助事業の概要・成果、成果の発表状況、期待される二酸化炭素削減効果、今後の事業展開に向けての課題等を取りまとめた事業報告書（30～50枚程度）を作成の上、終了日から起算して30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに報告することとする。なお、期待される二酸化炭素削減効果については、削減量、その算出方法及び算定根拠を記載するとともに、算定根拠として使用した具体的資料を明示すること。  
また、全体を通した事業の成果を、別途示す様式\*により報告し、事後評価を受けるものとする。

ウ 補助事業者は、実施課題の補助事業をすべて終了した年度以降の3年間に  
ついては、開発された成果の活用状況を取りまとめた上、各年度の翌年度の  
4月10日までに、別途示す様式\*により報告することとする。

※ 報告書の様式については、適宜、パワーポイント資料の様式を指定する。

#### 附 則

この実施要領は、平成25年5月15日から施行する。